

高浜町妊娠・出産包括支援緊急整備事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の実施場所の修繕並びに必要な備品の整備を行う者に対し高浜町妊娠・出産包括支援緊急整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、妊娠・出産包括支援事業を実施し、又は実施を予定している高浜町内の受託民間事業者とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第3条 交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- （1） 補助金交付申請書（様式第1号）
- （2） 修繕工事の内容を示す平面図その他の図面並びに備品の品名及び規格、使用目的並びに使用場所を示すもの
- （3） 修繕工事費の内訳書（見積書）及び備品の見積書
- （4） 妊娠・出産包括支援事業を実施し、又は実施を予定していることが分かる書類の写し

2 補助金の交付申請は、同一年度につき1回限りとする。ただし、次年度以降は、同一箇所については補助対象としない。

（補助金の交付決定通知）

第5条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第6条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、同項の補助金交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容の変更又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ補助金変更等承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、必要があると認めるときは、申請事項について指示をすることができる。

3 町長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

（完了報告）

第7条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助金交付事業完了届（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、町長に提出しなければならない。

（1） 修繕工事に係る工事代金の領収書の写し及び備品購入の領収書の写し

（2） 修繕工事の実施箇所の写真（着工前、施工状況及び完了）及び備品の写真（設置前、設置後及び備品全体）

（3） 補助金交付請求書（様式第6号）

（4） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第8条 町長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第9条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に、支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） この要綱に違反したとき。

（2） 補助金交付の条件に違反したとき。

（3） 事業の施工方法を不相当と認めたとき。

(4) その他町長が不適当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月13日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の実施場所の修繕工事経費並びに事業に関連して必要となる備品の整備費及び購入費であって次に掲げるもの (1) パソコンを設置するための配線工事 (2) 冷暖房器具(クーラー、暖房器具、床暖房等)の設置 (3) 幼児用トイレの設置 (4) 幼児用シンクの設置 (5) 幼児用バス(沐浴槽)の設置 (6) 調乳ユニットの設置 (7) 玄関スロープ及び玄関ベンチの設置 (8) 畳替え、障子の張り替え及び壁紙の張り替え (9) 相談室の間仕切り (10) その他妊娠・出産包括支援事業に必要な修繕	1 施設当たり7,560千円まで全額補助とする。 ただし、予算の範囲内とする。